

1. 理 由 書

取手都市計画区域は、取手市及び守谷市の全域、つくばみらい都市計画区域は、つくばみらい市の全域で構成され、本県の南部、東京都心から40km圏内に位置し、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されている。

つくばみらい都市計画区域では、国道294号や354号、常磐自動車道、つくばエクスプレス等の広域的な交通体系の整備の進展や、東京圏の外延的な拡大によって、人口や産業などの集積が進み、今後、さらなる生活利便性の向上や産業活動の活性化が期待されている。

今回、下水道の排水区域を見直すつくばみらい福岡地区は、つくばみらい市の北部に位置するとともに、都市計画道路3・2・16号東櫛戸・台線に隣接し、福岡地区工業専用地域及び福岡地区工業地域に接する地区である。

また、地区内には、都市計画道路3・3・22号南・中原線が東西方向に、3・4・24号中原線が南北方向に配置されているほか、首都圏中央連絡自動車道の全線開通や都市計画道路3・2・16号東櫛戸・台線の整備の進捗など、広域的な交通体系の整備がさらに進展したことから、この効果を活かしながら、新たな産業系の拠点となることが見込まれている。

そのため、本地区はつくばみらい市都市計画マスタープランにおいて、自然・田園環境の維持・共存を図りながら、重点的に企業立地を図るべき新産業複合地として位置づけられている。

今回排水区域の拡大を行うつくばみらい市公共下水道は、昭和60年1月に都市計画決定した谷和原村公共下水道（約233ha）に、みらい平地区等を追加することで、平成5年1月に新たに谷和原・伊奈公共下水道として約590haを都市計画決定し、平成10年4月には旧守谷町の一部（約6ha）を追加し、その後、整備の進捗に合わせ順次排水区域の拡大を行い、平成20年7月の伊奈町、谷和原村の合併による名称変更等、平成29年2月の福岡工業団地地区の拡大（約32ha）を経て、現在約859haの都市計画決定がされている。

本案は、区域区分等の変更に伴い、良好な市街地の整備を目的として、つくばみらい福岡地区の約70haについて、下水道の排水区域に追加するものである。

なお、利根川流域別下水道整備総合計画等の上位計画にも位置付けられている区域でもある。

これらのことから、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すると共に、利根川水系をはじめとする公共水域の水質の保全および住民の生活環境の改善に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。